

令和1年8月8日

会 員 各 位

協同組合近畿整骨師会  
理事長 田村公伸  
保険部長 川本大作

## 保 険 部 連 絡

### 新用紙変更に伴うシステム変更について

拝啓 平素は本会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

現行各用紙については、在庫の減少に伴い令和記載の新用紙へ随時変更となります。

それに伴い新旧用紙の切り替えができる変更システムがSSB・ワールド共に8月末に送付予定となっております。お手元に変更システムが届きましたら内容をご確認の上、随時必要に応じて変更を行って下さい。

各先生方の在庫が無くなるまで、現行の用紙での使用は可能となります。

新用紙の販売時期等については、後日事務連絡で通知させていただきます。

#### ① 施術録 1

新用紙の生年月日の欄 明治・大正・昭和 年 月 日 (才)  
平成・令和

#### ② 総括表 (I) (II)

新用紙

令和 ○年 ○月分

#### ③ 施術録裏面の柔道整復運動後療料印字について

今回のシステム変更では、施術録裏面上部の金属副子と往療料の間に運動後療料の合計金額を記載となります。

※施術録の整備保管等について (療養費の支給基準 P122 2 参照)

(1) 施術録は、療養費請求の根拠となるものなので、患者に施術を行った場合には、遅滞なく必要な事項を正確に記入し、保険以外の施術録とは区別して整理し、施術完結の日から5年間保管すること。

(2) 施術録とは、保険者等から施術内容について患者照会のあった場合は直ちに答えられるように常時整備しておくこと。

施術録の趣旨、施術録は後日、保険者等からその提示及び閲覧を求め、施術行為の事実確認を行い、療養費支給の適否を判断する根拠資料であり、診断根拠や施術経過等を具体的に再現できるように努め、あくまで個々の負担軽減のための印字という手法ですが、特に「施術内容・経過・備考」は療養費の根拠として重要であり適正な記録に努めることが求められています。